

松江市上下水道局公告第 5 2 号

下記 1 の公告内容について、下記 2 のとおり訂正する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

松江市上下水道事業管理者
上下水道局長 小塚 豊

記

1. 公告

公 告 日 : 令和 6 年 8 月 2 1 日
公 告 番 号 : 松江市上下水道局公告第 4 8 号
業 務 名 : 水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザルの実施について
公告等変更期限 : 令和 6 年 9 月 1 1 日

2. 訂正内容

(1) 「松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書」3 ページ (用語の定義) 第 6 条(2)

<訂正前>

(2) 「上下水道料金等」とは、水道料金、下水道使用料、延滞金、遅延損害金、督促手数料をいう。

<訂正後>

(2) 「上下水道料金等」とは、水道料金、下水道使用料、受益者負担金・分担金、延滞金、遅延損害金、督促手数料をいう。

(2) 「松江市水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託仕様書」18 ページ 別表 5 (第 18 条関係)

<訂正前>

- ・ 個体番号 : 日付印の個体毎の番号 (例 1 番目の日付印の場合「1」)
- ・ 年月日 : 例 1 令和 6 年 4 月 1 日の場合「-6. (空白) 4. (空白) 1」、
例 2 令和 10 年 12 月 20. 12. 20」

<訂正後>

- ・ 個体番号 : 日付印の個体毎の番号 (例 1 番目の日付印の場合「1」)
- ・ 年月日 : 例 1 令和 6 年 4 月 1 日の場合「-6. (空白) 4. (空白) 1」、
例 2 令和 10 年 12 月 20 日の場合「10. 12. 20」